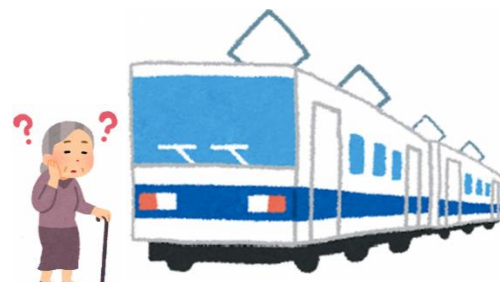


守山市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業のお知らせ

♥ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは

認知症の高齢者等が、他人にケガをさせるなど法律上の損害賠償責任を負うことになってしまった場合、守山市が加入する保険から1事故につき最大1億円まで補償するものです。

保険料は、守山市が全額負担します（個人負担なし）



♥ 保険加入の対象となる人

次の①から③までを満たす方が対象となります。

①守山市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事前登録※に登録されている人

②守山市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人

③本人が在宅生活している人



※守山市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事前登録とは・・・

認知症等により行方不明になる可能性がある人を事前に登録し、行方不明発生時に協力機関と連携し早期発見できるように情報発信する仕組みです。地域包括支援センターで申請を受け付けています。

♥ 補償の対象となる場合

次のような場合、補償の対象となります。

- ・ 誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった。
- ・ 日常生活で他人にケガをさせてしまった。
- ・ 他人の財物を壊してしまった。

♥ 申込方法

申請書（ホームページでダウンロード可）を守山市長寿政策課へ提出してください。

市で対象要件の確認を行い、加入を決定します。

毎月15日を締切日として、翌月1日からの保険加入となります。

✗ 補償の対象外

- ・ 本人が自動車を運転して起こした事故による損害
- ・ 本人が自分の所有物を壊した時の損害
- ・ 訴訟になった時の弁護士費用

申込・問い合わせ先
守山市長寿政策課(市役所 1 階)

電話:077-584-5474 FAX:077-581-0203